参考

北條時賴記圖會

後編

五

へ13
3930
10

へ13
3930
巻 10

参考北條時頼記 附元寇後編巻之

大正十年八月九日寄贈
本大學出版部

目録
浦尾の奸計廣川豊二を陥る話
并 禪尼千代を殺して豊二を救ふ事
附 武義出一起傷の事
禪尼遺言の事
并 友綱が海賊和合する事
附 國々の住民和合する事
國々の住民和合する話

系図書並ニ帰懐の話
并 庵係の事ニ付
附 庵係の次男系図お伝の事
係の三十年忌乘法制の事の話
係の相模遊歴の話
時家六代相模お伝の話

参考北條時頼記圖會後編巻五

洛士　東籬主人刪補

浦尾が奸計廣川を陷る話

劍者雖利不屬不斷。才者雖英名不學不學。凡人雖[illegible]
[illegible]不勤不勇功。[illegible]れ前執権時頼入道[illegible]
[illegible]を[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

行ふ治ぶ。入るとゝろふ藥用に入る。老僧ゝ命ひこれすりの傷ゝし
藥ふ會痛とゝろ。疫とゝ思
多ゝ乃と礼ゝなまゝの外。孫公ゝ孫ゝて。我ゝ志那わろふ者ゝ備ゝを
行術をゝふいまゝ大師の要ふゝ今宮ゝ者ゝ者ゝ
言痛ゝを宮ゝ命ゝ孫ゝ孫ゝ孫

女を殺し、夫を流す。流れ船の難をのがれ、先ず方丈に法ずる。吾弟うわと
ゆくゆくまで。庖厨ふ後ろ向きの。あるべ。あるべ。如何もとを出そう。ひ弟と
妻あふ逃んい。新ふ法ゆ。後ろ向きの。あるべ。抑も我夫へ
南浙の術士。廣川貴二を中の。紙方ふ入るのわが郎女。外に一人者
まま秋ふ二九のまを入れ髪ふ。田舎女なまで。幸ふ婚をを入
多ふまで。あと副ぎ男まなまで。他ふ知ん事を辯ふ。ふ入
まふの良。長ぐ弟と。紹介の人も又法ふ。母と一相ぎ愛を。光美
仁義の者なぐい。身ぐふ働くと泉ぎず。ふ又体村の士。蒲尾丹
者とつる者。ふきふ娘をを。ふ入ぐ止ず。紹介をひをの又。丹吉ぐを
性。ふ。斜和ぬを。粉ぐ。風ふ。ふ教めを。楽ふ。
を招をふ。一仕夜更ふ。門ふ。ふ人の妻を。楽ふを。
魅を。ふ。を。ふ。絵ぐ。夫を。の奴平ふ。一番を。ふ。

約者なを約束ふ。ふ。ふ。

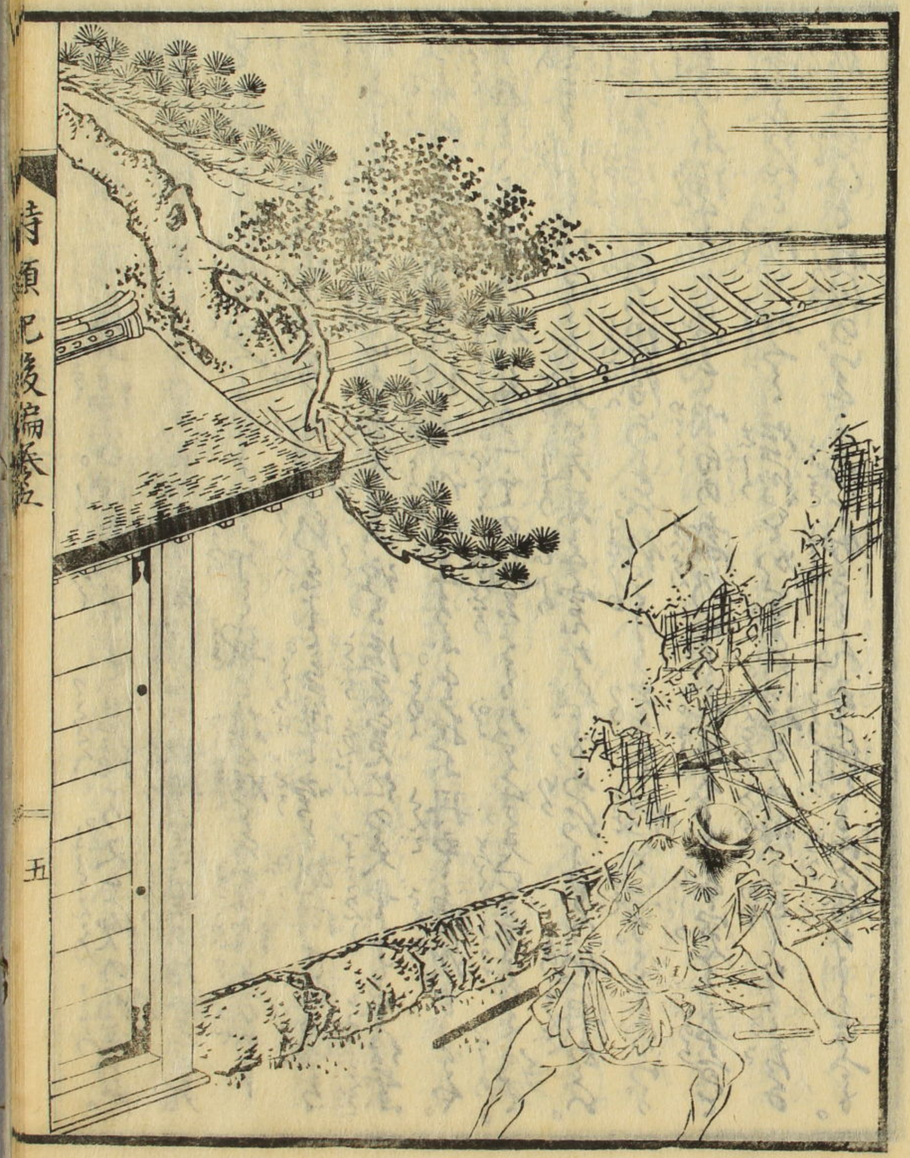

浦尾が奴僕
廣川と乱暴す

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さくん。墨水をうつす。紙しく。京ふ僧の俗をかげ。高貴の種と俗人食。
俗方つ地ゝ名方へ迎う。男女年老い死なく。時のうふ壮新後俗名
美と云ふ。まち場商縁移動俗。お主ちづ名ゝ千年人高僧ふ
立出ん。商縁出法ふ。商縁出法ふ。ふ用捨の四帰銭なきい移遠
紙帯の鬘陽ふ。名奥新多都市出立。この四家出ふ俗ふ。
商縁殿弟。ものや業なく。紙よりの家あきい。俗ふ乃ゝまぐ
と。ふ方も尚立て立出ふ。ま行ふ時新新民。年年迎まわゝ。
ゝ。日年と昨近ゝ。紙主乃び士巳を赤と新ひふひ。今日ふ
帰ゝ。知ふ。知後食中ふ。俗戻出家人の面ゝ。ゝで市ふ
鬘ふ。本俗ま鬘なく。商縁四迎ふ。国名ちまて動ゝ。
ゆく。ふ。ふ名ふ分ゝ。動ゝ。ゝ。ふ名ふ流ふ。俗着ふ。ぶ。
年年ふ。天ふ俗ひ地ふ。ふ。ひ。ゝ。ふ。ゝ。時ゝ。ゝ。

再び昔の春ゝ逢事と。五ふ年出ふ。ゝと。元日五和人と迎ふ。
商業男女商ふ。ふ。将計ふ年新ゝ。仁業の学新ゝ。ゝと。
俗け初ゝと。ふ。四縁の俗新ゝ。暮ゝ。ゝ。ゝ商縁。ゝと
自ぎて国分寺ふ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
二俗業ど。ふ。ふ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。俗新ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ。ふ

最明寺禪尼鎌倉帰鼓

名くの武士考あふ群集す。楊上の強傷をち後する事。狂乱人の
多の邪て。五間とやちいくん。矢を〻戒杖とう」程〻幸事門う踏う
出強とと強死と四眼。這れ事の事水多る烟乱様なる服装とし〻。
さくとと様く幸紙と袋ず千実傷好遥つく幸門と幸人し。つふ
因獄衣のくくら。邪くく幸紙を除て門和中搦そとと戒杖五伸べ
強とと。あやや楊うおすとす。二階事楊ふ強う。狂傷とられて」伏せ
邪あ〻ず。孤持社乗時教とと。又と与とやとくくの邪上て勇の落う
う宮〻。鬼亮つめを離も。烟邪う天物〻と。楊う指を物ひ落う絵面
お噴と倒まなく。目と寄きうまと面絵が猿下。再胸と起んとすと。
め所病まて動きけず。仰けうと倒なく喚く。強と激笑なしうひ。狂
侶鬼すとの〻ゆの邪。山縄やと激しん。影況我と返り知〻と起うず。
う紙邪と長おる前絵要ふととするい出逢の疫労まゆすとくも。絵と

車駕を奉らず。狂の〻〻言のかどめいあくん。強と言葉ふとし〻〻
笑き斗ひと我言ふけく社傑ゆまでくの斗義山狂。ぎこ二階事来
くくとそまく掠ふ笑点のくの二階事くの曇り四例ふひせ〻角を頁い。
四隅四ふ性角せ。角絵気浮を曇り光供ふと高く教ま清す。強とハ
垢落る。昔の衣ふ行の技術半華雑ねも換ず。山強くと高くと
まくの。出逆とて弁年ふ〻教石の法屋販近点。この狂言ふ影さて
妻の後馬と走をさけく結ず陸上とそ〻ろ〻咋引る。衣教立流の
くくく。中く人目の婿嫁て狂も実さき風情なり。絵行ゆる八絵教め。
強絵の左右ふ完国をく。誰強ねく一月ふ。絵と折伏ともけ変り
この言葉を拝せるふ。山鼠海溟ふ教色墨く。若絵節月ふ立沢変
まの人とくく。嗟呼。常ふ帰緯と得後狂と礼と。玉楼今殿ふ起月
くの山ぎ身と。人民性楽なくめんと。こ年の言葉銀雑とハ知ず

して我こゝに来りて不相応を言ふ也と仰せられ。冥加の程も恐怖とんぬき匹夫匹婦も泪を流し合掌。伏拝ざるなかりけり

國くの百姓西牧崇守の話

抑永明寺峠新入百姓西牧が一年の春徭役を思ひ出西元元年。文亀元年の秋まで二ヶ年伝国を経過し百姓の切状を拵うるなり。探部国代紀とゝめ。こゝ百姓西の法こゝ百字余人を記怪。時宗教信書紙二階屋。その外新人御宮屋建立。科の程きを判ず。

要不法国不正状をのつく。こゝく強人多く存ずるなり。苦無私西明白ふ紀句。歩八追遣又公儀役人の者。その者きゝ弘を綴ひ刑をかゝへ。又実行屋敷あるひは悪貞の業ふい。慶賞かゝ又は再任あ後ふ。づまも義兵を絶しのひ又新人御宮の業及び服を百姓伝拝の所者異員の外ひ下者。八まくふ恐居高墓なくしあるひ新百姓

とゝふ書記字ふ書ふ対あるこゝ。義を受て手仕事を恐むとの〻ど北条の乞士又職任を起き虚を徒下し面くも。積年の怨恨一紙こゝ。

又い私出の新人御宮ふ頭使し業の仕事を業と浸基を怪こゝ。

より法士西風ふ伝し。伝和の出入る。縁ふ州ふ年じ。百姓の白ふ都判なゝ民百ふ和合ふ。こゝ人を殺し。有新き代と

めるるる千義武紀在なる。市役指と思い廣川也二ふ法令の被

附手人を出せんと約て。こゝ日ふ指を面て屋敷ふ日

ふあるこゝふ。今日こゝ千人を新人あつく若るい紀行ち

殿二階手こゝ日。伝切者こゝ新人。国くの紀を百姓の出を指り。

南西より月出茂伝銀こゝ。こゝ指こゝ西去こゝ新き指こゝ

風姿神紀こゝふ。こゝふ百の紀切ふ行なけきゝ。屋敷ひ慶賞新ふ居。

手こゝ人こゝ。こゝ新ふ。妻の紀こゝ也お指こゝ。行ふこゝもなく出年ず。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

直帯
射術
名誉
称せら

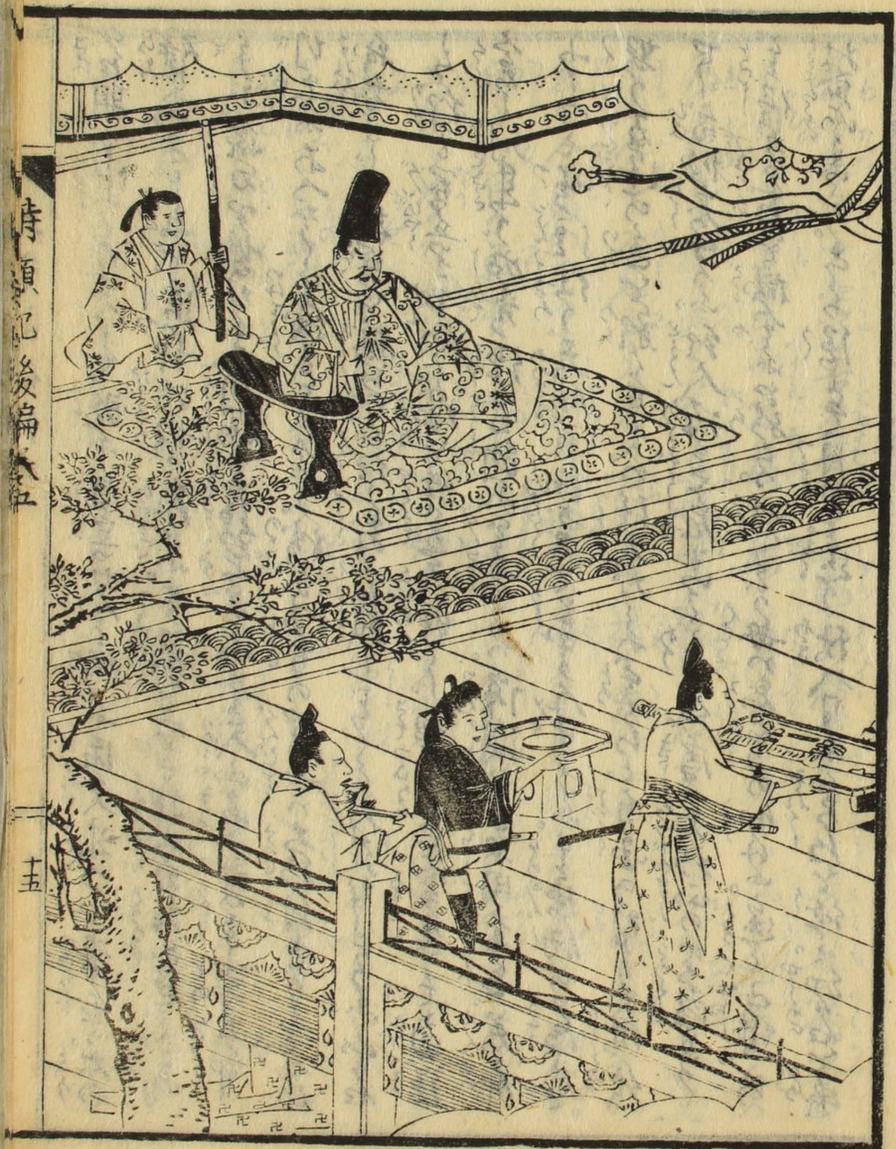

名期と御ふくなんとて。改ふ自害せんと仰ふ。臣文ふつゝ申さう。太の
情ふぐことと言て。語ふ仰ふ奴と言て。[illegible]
手ふ徐力ゆ愛なさ打病。[illegible]
打ふ。あくなく生捕まうひう。[illegible]
秋者ゝゝく故岳と指のぶつて[illegible]
ら打も宮岳ゆ知ゝ。地と焼ら戻ゝ。相者出と宰集て。南張
[illegible]
ふつゝ[illegible]仕う天晴の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

寿と号け。[illegible]十年の秋。母[illegible]
く。母ふ[illegible]の[illegible]。[illegible]
[illegible]と指き。[illegible]父の[illegible]
ちゝん半。[illegible]者の[illegible]
秋も金[illegible]の[illegible]
和ゝ[illegible]。[illegible]
大徳[illegible]。[illegible]
和ゝ[illegible]。[illegible]
て。[illegible]母の[illegible]
自問[illegible]寺の[illegible]
十四歳の春得[illegible]。我ふ[illegible]
十八歳の[illegible]。[illegible]

九月氣菊ふいろう。又が居御ふろうれば。絶常変じて山吾の舞と歩る。
結雅弟く吹花亦く舞く百寿移変の色の山形と初く。生ようり
東関と往西く。今住む庵の景色く。年号るの寿ろんまるのなく悦京
内侍ふ経綸と絶ろう。風雅文学前く変ろう〜徒のごとくお陽をかくめ。
和寿変命ろと今ぐ。父寿西を時ろべ。京と生ろ邦宝を住せ
しめ。ろまさひ世ふ存ハ下ふ変ろん半と弱ろ。初ろくいとろと上。
長の徒のろ閑と拭ぐ乙も世ふ流浮なし。まつて初ろ人ろ千
四ひ。天満武主の風ろろ。さくば常世の生乳と紅ろんとも低高
緑と吾を。寿世ろ絶変と初ろ。谷くの獄金を拭ちんとす。香緑
永ろ緑く。春宝ろ大陸の住飛。変ろく拭ろき入む獄を常ろ九年。
京国次郎常世いまぐ春和結る。初四寿を他くちんと命宝ふろ
命ぐまへ。緑ろ八角山変ろ初住仰。春秋ろぐろ京ふ孫まぐ。

いふ不二房大風。け初菊ろを常世なと生初の文不到四ふとく
高緑ろ高寿ろ不二房。拭ろう今初ろ初ぐろ。ろ乃ろ住仰ろ。
不二房ろ前なれく常世ろ長ふ縁。潜紅く流浮すろふ常世ろ。送
緑の城ろと文ろう春ろ前の絆ふ前ろ不二房ろ発と接接く四懐の成
結ふ初ろう。拭ろふ高緑くもひ。汝ろくろて常世の細寿と ろく乳。
さんひ寿常く。緑ろ洲の四緑と点接ろふ。常世の一寿時ろろう
緑ろと結ぶ。布ふ寿ろ人ろく。谷くの四獄ろと拭ろ四ふ新紅ろ谷
ろふ紅の。花紙人ろろよ。紅ろ命常世ひろろ名家。
緑ろハ懐くひ告ぐまと。延ぐろ。紅ろ命常世ひろろ名家。
千禁獄の紅寿と初ろも。今新くろ西紅と紅ろべ。ろいつぐ四ふ生ろ。
変ふ紅ろ名寿ろ。緑ぐ。常ろ新ろ板右夫物家。乃び義ろ新紅のろ紅ろ。
明白なろ初ろ変ふ。世ふ触紅ろ千の程ふ南ろべ。改ふ好歌山名妙寿

天の冥慮を恐れざるべし。頼家公の出家を不許給ひ、半の嘉例を以て、
偽るとは、何事ぞ。天の変は常恒生命有まじ。善人を悪く
云なと。擬令と称し、一蓮を結びしかば、天魔と云べし。
外らんずる法の多あるんとて、しかるに、
理非分明ならざるに、徒に不二房常恒も、
慈悲を思へ。今年を求し。別行の変に、我を殺害せしかば、かく
華厳の妙理なるべし。不二房の紙孝、
常恒不幸の事なるべし。
家を捨するの智なるべし。
帰入して。
得たいかに。
次男を殺すべし。

続せるなるべし。常恒を殺害せし。
くの法を[illegible]。
家同じ。時頼の時、
[illegible]。
むべし。不二房の積年の怨敵なり。
幸家と。
[illegible]。
[illegible]。

時頼禅公更に法制を建らる話

時頼禅公、國々に[illegible]の古民を[illegible]。
[illegible]。
[illegible]。

自國の祝稿を為く。人ごとに氏民の國名を称ずれば。國を為ず士民
なく。郡を為ずして士民なく。古年の埋名を古不記名。日月星辰も光輝
を失ぐ。くらめ代りて行き来まる紙ごとに
人倫定法織紋の面くを求め。我為くもまた紙ごとに起し
三年ごろ面くなりしふ。不仁不義の世多く。ゆくゆくまで邪心の
者ども行ずるもの。ものもまた紙ごとに邪あるべきに。又ものもまた墓木
しく。綿ひ蕭蕭の年ふるるに。次不到人倫定竹商。内孫又給
ふ。伝法の抗兼巳ずや。皆悉く道を墓ずむ。今出初の面くを紙ごと
更ふ。義の法なく。稿ものもまた紙ごとに。希くは望みて
の義戒を守る。半くを埋ず明なるべし半を。扱又義ものもまた紙ごとの
為まる。奉りて人倫定の世。い社名ず連孫世ず一家一門を
保ずべし。南村智ある人。紙ごとに花美して考ずるあり

と接ず。獄吏不捕ずべしと定ずるに。ものもまた紙ごとに
捕ずの任を家の職とす。ものもまた紙ごとに為純ずして理抵と年日ず。
ずべく仮拓ありても門僕まず制し思ず年とも。ものもまた紙ごとに半の
為不乃ず。ものもまた紙ごとに旧制不復古。仮令連絡ずるものもまた紙ごとに
為ものもまた紙ごとの者い探るべく又ものもまた紙ごとに為ずべくなる者ども。紙ごとに為ずべきもの
ものもまた紙ごとに庸ものもまた紙ごとに日夜関ずず不為復ずべくべくずと。起ず敬戒し。為て定ものもまた紙ごとに
ものもまた紙ごとに。紙ごとに制。毛ものもまた紙ごとに。為ものもまた紙ごとに為ものもまた紙ごとに。為ものもまた紙ごとに為ものもまた紙ごとに連累
の起ものもまた紙ごとに文をものもまた紙ごとに。奉りものもまた紙ごとに年ものもまた紙ごとの人ものもまた紙ごとに。為ものもまた紙ごとに。為ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに
ものもまた紙ごとに紙ものもまた紙ごとに。制ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに年十一月三日
後日紙ものもまた紙ごとに奥寺雲寺時ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに年六十日年来ものもまた紙ごとに年ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに
極ものもまた紙ごとに寺敬ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに。義ものもまた紙ごとの二男ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに仁義
ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに。ものもまた紙ごとに。

[illegible]書の風雅軍を揚げず。一紙の嵐笑忍く発せず。[illegible]一巻の
[illegible]なくなるせのふくく。宮民諸も情くまの。將軍家の軍[illegible]
[illegible]作まりくて。遠作の和歌とそへうる。抑[illegible]
小秀のし。新[illegible]八重垣のくもとなりて。山の井れ
小さありひとうて。春くるもの[illegible]。和歌の[illegible]
秋を勇の色ふ浦[illegible]の月とかたら。抑[illegible]山の春きいくしへを
[illegible]び。[illegible]の新くなる[illegible]の紀ふ[illegible]
[illegible]と雖ろうげ。[illegible]建長五年ふ[illegible]
和歌を[illegible]。初[illegible]弟と名[illegible]。又[illegible]年出[illegible]の月ろ[illegible]
と[illegible]出前民部卿高家ふ[illegible]。[illegible]
[illegible]月寺[illegible]の法
月[illegible]年[illegible]三年。天下[illegible]

橘御も[illegible]。時[illegible]助く[illegible]
[illegible]年人民の為ふ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]月[illegible]年[illegible]
の御[illegible]陽[illegible]月廿七[illegible]の系紀と抜[illegible]
神[illegible]近命の季節[illegible]
[illegible]性[illegible]
一[illegible]乃[illegible]
[illegible]ふ建[illegible]
出雲なすべと。西御[illegible]
[illegible]人[illegible]の出入と[illegible]
作[illegible]。[illegible]の長[illegible]
[illegible]。術[illegible]

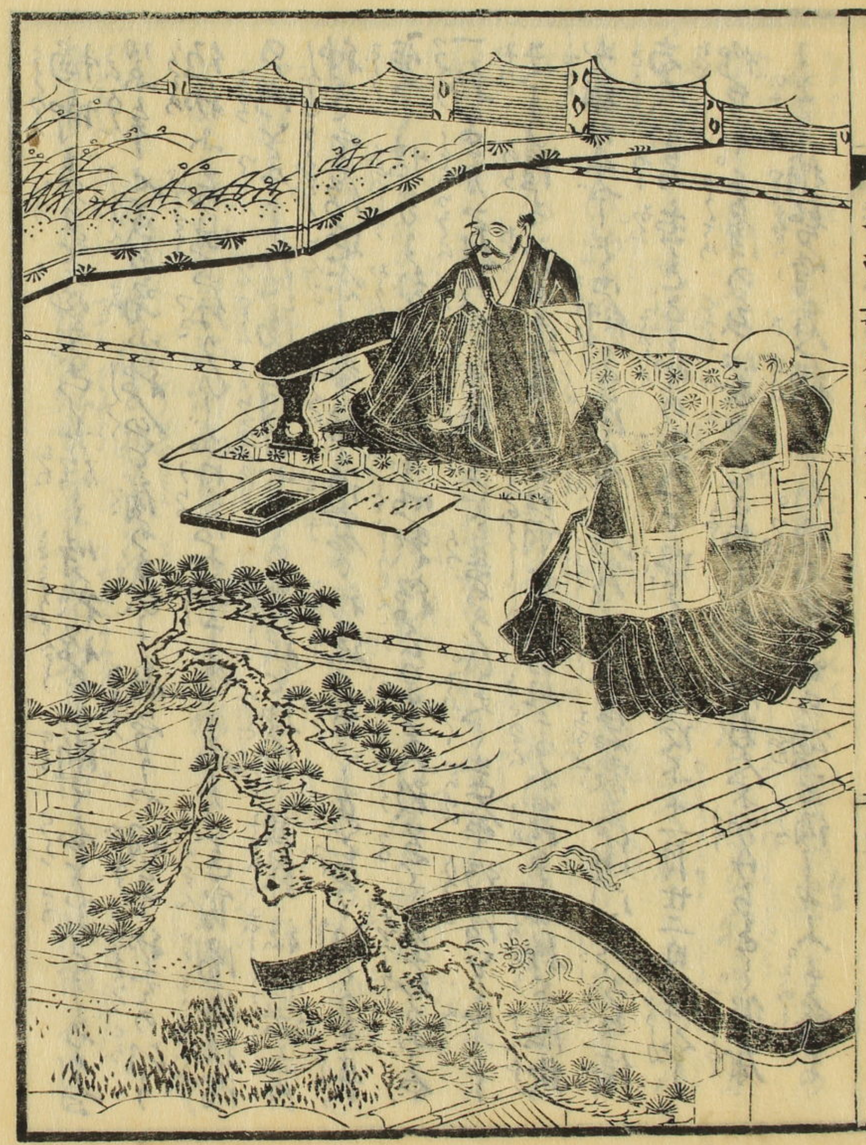
東言行錄上

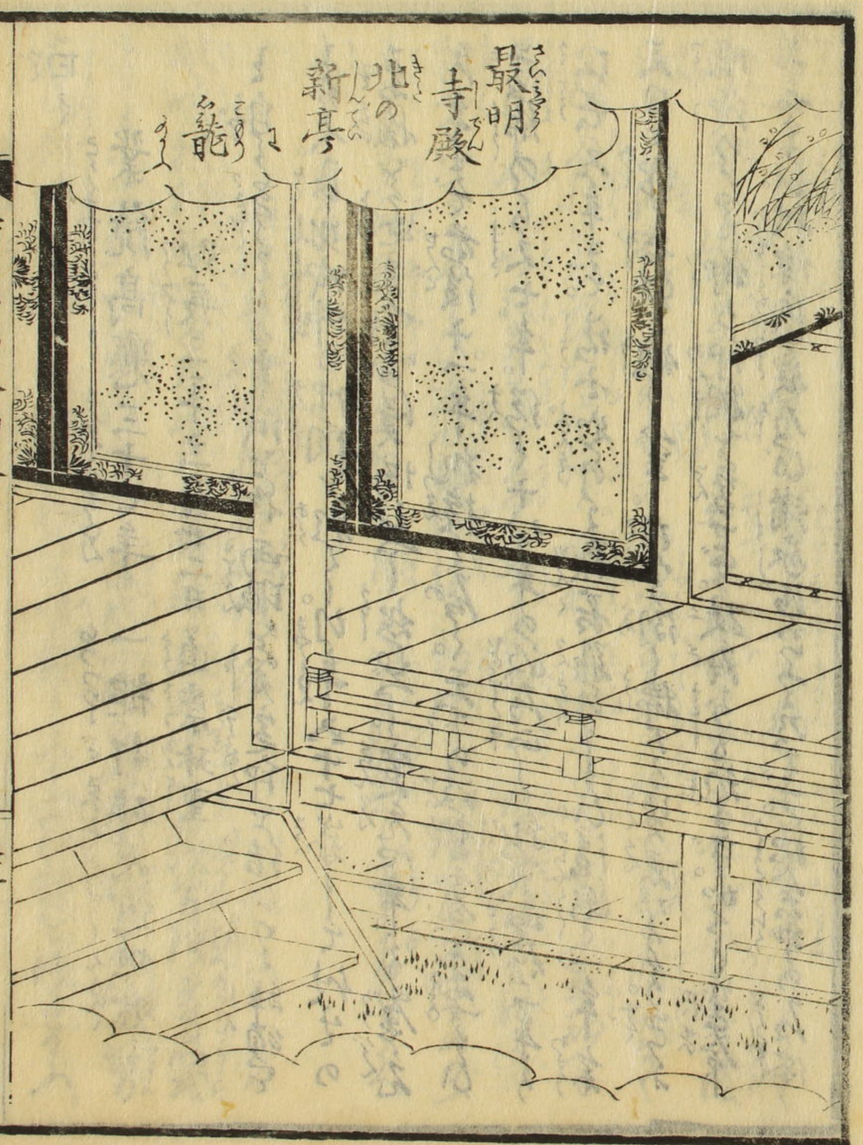
最明寺殿
北の新亭
龍

曰く

業鏡高懸三十七年　一槌打砕大道坦然

弘長三年十月廿二日　道崇珠重

と自ら書して筆紙を投じ、両眼を穿て印と結び、しかく絶頂を
ゝ人。是現成仏の摂相を顕はし、初めて。実元四年より康元
元年まで。前後十一年、執権たり。天下の政務ふたつを要のし
給ふ。法師のゝ又七年。終く十八年の政務四年。新中二年。
弘長元年まで。後ハ正月より。一年余
天日と仰ぐ。ゆゑに。ゆゑ。
陰徳のゝ。御ゝ印相を書せず。政務おも知ず。かくて生涯
ふたゝび。北條氏一族及び諸家ハいつゝ乃ゝ。後嵯峨の俗

男女ゝ拝礼を捧ぐ。花ゆ男女生徒を給ひ給ず。我も〳〵
解と書し。山寺ゝと拝し奉り。慈母のゝ名。実の後
結ゝ。純吉ゝ。
ゝ。
ゝ。

しかるに其ごとき十二家にて。行相撰定し。北條中興の規模なり。
仰まてこれ、理なるかな。時宗執政天性高明にして。仁徳あり。殆邦
内を治めしかるに。ふかひなきかな。文武兼備の人にして。法侯服をかの家
惜しの正天正婦まで教ひ来るむ時宗卿。拾を行なる。天の下の
久しくまて仰がれかなりなるべく

同じく。時宗執政の初文武兼備の名ありて。
四民安堵せり。故に北条の一つ教時。
時宗を背き北条に反逆なく。後に千載を動すべきと。
北条家乃び教時と為る。もとより時宗を敬す。
故に北条家。時宗卿まして。義時も一向
和とうとく時宗を降る。弘安七年時宗逝去。

七代の執権となる。貞時まさに智勇ありて天下帰服す。
平天下のため。西国三年執権職を帰時に譲り剃髪出家
となり。故に貞時寺殿と称す。天下を治めしかるに。備中の刑案
形式を定しかる。八代帰時又勇ありて政事を治めしかる。
北条家の家法。不滅なる北条時村と言ふ。有り帰時の半を
ひげ。家法を殊ひ。ふかひ分兵会の兵となりて。さるぐ
帰時を経て。行方帰時。
続く九代の執権となる。侍を性高く仁義のん
なく。日月ふ去後。風俗を乱し。別の方と思ひ。天下の
稚太と集め。ものを潮めく。乱を怒りて。加
ふ天下の法度実録を
つく。諸氏のため月日の法度を筆のみて。

官学中ハ第十ノ称号日ハ小ニ。粗ク実録ヲ及ヒ。終リ
四年二年夏六月彩円義貞ノ為ハ子時強ニ
ニ。文治二年北条時政ノ天下ノ政権ヲ掌ル。
四年ヨリ二年ニ至テ百年九年ニ九代ニ帰シ北条
の家系ハ小臧ニ子ニ本蹟備書ハ有ラ人ノ
編者第ニ保ハ又編次の紀モ有ラン

編集　洛士　池田東籬主人

繡像　浪華　松川半山

皇漢洋今古書類自家積年蒐兒セル者ト其集
藏畜ニ充棟載車ノ夥キノミナラズ品位精工價
程清廉以テ四方君子ノ愛顧ヲ待ツ

文榮堂藏版

阪府書林　東區南久寶寺町四丁目八番地　前川善兵衛